

生徒心得



学校法人高千穂学園

小林西高等学校

(令和7年度4月改訂版)

生徒心得

私たちは学校内外を問わず社会集団の中におけるルールを守り、本校生徒として品位を保つように努める。人権を尊重し、相手の立場になって行動（発言・情報発信）する。

1. 服装・容儀規定

(1) 服装について

- ① 本校指定の制服（ネクタイ・リボン・セーター・ベストを含む）・準制服（ポロシャツ・パーカー）を正しく着用する。制服を加工してはならない。ズボンの裾・スカートの上部は折り曲げない。
- ② 靴下は無地の白黒紺とする。ラインも不可。
- ③ 本校指定の上履き（スリッパ）がある。黒のローファー（革製）の代わりにスニーカーも認める。
- ④ 式典（入学式・始業式・終業式・修了式・卒業式）・進学・就職試験等、学校が着用を指示する場面では学校指定の制服、黒のローファー（革製）を使用する。このときは準制服の着用は認めない。
- ⑤ アームカバーや防寒着（コート、ジャケット、ジャンパー、ウインドブレーカー）の着用を認める。ただし校舎内での着用は認めない。

(2) 頭髪について

- ① 校内・校外活動の際に不利益とならないように努める。
- ② 清潔感がある髪型とする。肩にかかる長髪は首元で束ねること。
- ③ 脱色・染色は認めない。ヘアアイロンでの変色も認めない。

(3) その他

- ① ピアスなどの装飾品や化粧は認めない。
- ② 例外を認めてもらいたいときは、生徒指導部に異装届を提出し、学校の許可を得なければならない。

2. 校内生活

- (1) 登校は8時15分までとする。
- (2) 外出や早退は、担任の許可を得ること。
- (3) 集会を催す時は、事前に学校の許可を得ること。
- (4) 掲示物は、あらかじめ学校の許可を得てから指定の場所に掲示すること。また、掲示物を許可なく取り除いてはならない。
- (5) 校舎や校具は大切に取扱うこと。万一誤って破損した場合は直ちに担任に届け出ること。理由によっては、その一部又は全部を現品又は金銭で弁償しなければならないことがある。
- (6) 許可なくコンセント・火気を使用してはならない。
- (7) 盗難・紛失防止の為、教材教具・私物の全てに記名し、毎日持ち帰ること。
- (8) 携帯電話(スマートフォン)についての遵守事項は次のように定める。
 - ① 持ち込みを許可する。
 - ② 休み時間以外は電源を切る。違反した場合は持ち込み禁止の期間を設ける。違反が複数回に及ぶときは特別指導を行う場合がある。
 - ③ 許可された授業・進路指導・緊急時は使用できる。
- (9) 保健室を利用する場合には、教科担任および担任に届け、許可を得ること。

3. 校外生活

- (1) 外出の心得
 - ① 午後9時までに帰宅する。それ以降は保護者同伴とする。
 - ② 外泊は厳禁とする。
- (2) アルバイトについての手続きは次のように定める。
 - ① 担任に申し出て、承諾を得る。
 - ② アルバイト許可申請書を生徒指導部へ提出する。
 - ③ 保護者は生徒指導部より説明を受け、誓約書を提出する。
 - ④ 生徒指導部より許可証を受け取る。
 - ⑤ 許可証は常に携行すること。制服着用を基本とし、指定時刻には帰宅すること。
- (3) 登下校はもちろんのこと、いかなる場合も交通道德・交通法規をよく守り、自他の安全を確保し、他に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 交際については、互いの人権を尊重すること。
- (5) 反社会的勢力(暴力や威力、または詐欺的手法を駆使した不当な要求行為により経済的利益を追求する集団または個人)とのつながりをもたないこと。

4. その他

- (1) 未成年者立ち入り禁止場所には立ち入らないこと。
- (2) 「薬物・酒類・タバコ」の所持や使用を禁止する。法律に反する行為は絶対にしてはならない。
- (3) 生徒相互間の金銭、物品の貸借は禁止する。
- (4) 正しいルールと知識を身に付け、人権尊重意識をもって、インターネットを利用しなければならない。

車両規定

- 1 原動機付自転車〔以下、原付という〕免許取得のための受験は次のように定める。自動二輪の免許取得については認めない。
 - (1) 原付のみ受験を許可する。
 - (2) 受験は、次の条件を満たしている生徒に限り許可する。
 - ① 本校の交通安全教室に参加し、適当と認められた者。
 - ② 所定の手続きを終了している者。
 - (3) 受験を希望する生徒は、原付受験許可申請書を保護者連記のうえ担任および生徒指導部（原付・自転車係）に届け出て許可を受けなければならない。
 - (4) 受験は夏季・冬季・春季の休暇中および代休日に限り許可する。
 - (5) 原則として受験場所は管内警察署とする。宮崎・都城での受験は保護者引率の場合のみ認める。
 - (6) 合格後は直ちに担任を通じて原付・自転車係に届け出ること。
 - (7) 原付購入後は直ちに、ナンバーを原付・自転車係に届け出ること。ヘルメットは、安全のためフルフェイス型またはZ型の使用とする。キャップ型は禁止する。
- 2 普通車の免許取得のための自動車学校・自動車教習所の入校および受験は次のように定める。
 - (1) 入校許可証を所持する者は、自動車学校または自動車教習所の入校を許可する。（許可が出る生徒は卒業学年とする。）
 - (2) 入校は、次の条件を満たしている生徒に限り許可する。
 - ① 本校の交通安全教室に参加し、適当と認められた者。

- ② 生活態度や成績の面で問題のない者。
- ③ 学校納付金等の未納がない者。
- ④ 誓約書および入校許可書などの所定の手続きを経ている者。
- ⑤ 進路が確定している者。
- (3) 自動車学校・自動車教習所の入校時期は10月からとする。
- (4) 自動車学校卒業後の卒業証明書(免許申請書類)は、自己管理を原則とする。
- (5) 免許取得のための最終受験(学科)は、原則として、本校卒業式終了後とする。
- (6) 進路のために早めに免許を取得しなければならない場合は、担任・生徒指導部に申し出て、必ず許可を得ること。取得後はただちに報告すること。
- (7) 本校の校則に違反するような行為をした場合には、通学・受験を中止する。
- (8) その他
 - ① 通学・受験による欠席・欠課等で学業に支障をきたさないこと。
 - ② 定期考査前1週間および定期考査期間中は通学・受験とも禁止する。
 - ③ 平日および自宅学習期間中の登校日の通学は全て放課後とする。

3 原付通学のための規定は次のように定める。

- (1) 原付免許を取得し、原付通学を希望する者は所定の申請を経て、許可する。
- (2) 次の事項を守ることが条件として許可する。
 - ① 原付を改造しないこと。
 - ② 原付には本校指定のステッカーを貼り付けること。
 - ③ 学校が指定した場所以外に原付を駐輪しないこと。※駐輪場の増設が必要
 - ④ 交通道德・交通法規を守り自他の安全を確保すること。
 - ⑤ 任意保険に加入すること。
- (3) 希望者は所定の申請書に保護者連記のうえ担任および生徒指導部(原付・自転車係)に届け出て、許可を得なければならない。
- (4) 違反事項があった場合は、許可取消または一時停止とする。

4 自転車利用のための規定は次のように定める。

- (1) 自転車利用希望者は担任に届け出て、生徒指導部(原付・自転車係)の許可を得ること。
- (2) 次の事項を守ることが条件とする。
 - ① 防犯登録をし、自転車保険に加入する。
※譲渡品・リサイクルショップでの購入品の場合は必ず利用する生徒名で防犯登録すること。
 - ② 本校指定のステッカーを貼ること。※通学生は必須
 - ③ 反射板、かご、ライト、鍵(二重ロック)を必ずつける。
 - ④ 雨天の場合は、カッパを着用する。(傘差し運転は厳禁)
 - ⑤ 交通道德・交通法規を守り自他の安全を確保すること。
 - ⑥ 安全のための整備を怠らないこと。安全性に欠けるものは使用を禁止する。
 - ⑦ 自転車安全利用五則を遵守すること。
 - ⑧ ヘルメットは自転車通学時だけでなく、部活動・課外活動の移動時にも着用するように努めること。
 - ⑨ ヘルメット未着用の自転車利用は認めない。
- (3) 学校の指定した場所に駐輪する。(体育館側から1年→2年→3年の順に駐輪すること)

5 スクールバス通学について

- (1) 希望者は所定の手続きを経て申請する。
- (2) 代金の納入が遅れた場合は、乗車できない。
- (3) ルールを守らず、マナーの悪い者は乗車させないことがある。
- (4) 悪天候等でJRが運休・遅延となった場合、臨時バスを運行する場合がある。

6 列車通学、バス（宮交・JR）通学について

- (1) JRバス・列車は通学定期券購入のため、学校が発行する通学証明書が必要である。
- (2) 2回目からは前回の定期券を提示して継続で購入できる。
- (3) ルールを守り、他の人に迷惑をかけない。

7 その他

- (1) 生徒の車両の貸借は禁止する。

賞罰に関する規定

- 1 学校に対する特別な功勞のあった生徒に対しては校長が表彰する。
- 2 卒業生に対しては別に定める規定によりこれを表彰する。
- 3 本校の学則（寮則も含む）に違反し、次の行為をした者およびほう助した者は生徒の本分に反する者として指導する。なお、指導については原則として次の通りとする。
「保護者召喚 反省文の提出 誓約書の提出 説諭 訓戒 謹慎 停学 原級留置 卒業延期 退学」

薬物乱用、飲酒、喫煙（同席の場合も含む） 「20歳以上でなければ購入できない商品・自主規制品の購入・所持を禁止する。」 【例】ニコチンなし、タールなしで加熱式タバコと区別が付きにくいもの。ノンアルコールビール・ノンアルコールカクテル	保護者召喚 説諭 謹慎以上
窃盗、詐欺、脅迫	保護者召喚 説諭 謹慎以上
暴力行為	保護者召喚 説諭 謹慎以上
故意による公共物の破損	弁償及び本人の状況を確認の上 担任指導及び学年団及び生徒指導部より指導
生徒として好ましくない場所に入入りした者	本人の状況を確認の上 担任指導及び学年団及び生徒指導部より指導
服装容儀に関する規定違反	担任指導及び学年団及び生徒指導部より指導
考査の不正行為	保護者召喚 説諭 謹慎以上
無届による車両通学および交通違反	保護者召喚 説諭 謹慎以上
列車、バスの不正乗車	保護者召喚 説諭 謹慎以上
無届の各種運転免許取得、ならびに自動車学校・教習所入校	保護者召喚 説諭 謹慎以上
正当な理由なき遅刻、早退、外出、欠席	担任指導及び学年団及び生徒指導部より指導
夜間外出、深夜徘徊、外泊、家出	本人の状況を確認の上 担任指導及び学年団及び生徒指導部より指導
無断アルバイトおよびアルバイト規則違反	保護者召喚 説諭 謹慎以上
不健全性的行為などの性非行	担任指導及び学年団及び生徒指導部より指導 謹慎以上
授業の妨害、反抗的態度、暴言	保護者召喚 説諭 謹慎以上 観察指導
携帯電話（スマートフォン）の遵守事項を守れない場合	第1段階：持ち込み禁止 1日 第2段階：持ち込み禁止 3日間 第3段階：持ち込み禁止 7日間 第4段階：保護者召喚 説諭 謹慎以上
学校の秩序を乱し生徒の本分に反する行為をした者（インターネット関係）	本人の状況を確認の上 担任指導及び生徒指導部より指導 謹慎以上

- 4 生徒会役員で学則（寮則も含む）に違反し指導を受けた者は、その役を失う場合もある。